

平成 29 年 9 月 4 日
＜問い合わせ先＞
住宅局 建築指導課
代表 03-5253-8111

建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件及び鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件の一部を改正する告示案に関するパブリックコメントの募集の結果について

国土交通省では、平成 29 年 6 月 14 日（水）から平成 29 年 7 月 13 日（木）までの期間において、建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件及び鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力頂きますよう、よろしくお願いいたします。

○建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件及び鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件の一部を改正する告示案に寄せられたご意見と国土交通省の考え方

※7の個人・団体から合計30件の意見をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約させていただいております。

※本告示と直接の関係がないため掲載しなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

○平成12年建設省告示第1347号に関するご意見・ご質問について

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
10㎡以内の物置は建築士の判断による基礎で構わないのか。それとも第1第2項以降のいずれかの規定を満たした基礎としなければならないのか。	10㎡以内の物置に用いる基礎については、告示の規定によらない構造方法であっても、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものであることを確かめられた場合にあっては、当該方法によることができます。
10㎡以内の物置の基礎は、鉄筋コンクリートによる基礎でなくても、鉄板や鉄骨、補強コンクリートブロック造による基礎で構わないか。	10㎡以内の物置に用いる基礎について、告示の規定によらない構造方法も可能としておりますが、建築基準法施行令第38条の規定は除外されないため、基礎は設ける必要があります。
10㎡以内の物置は基礎を作らなくても構わないか。	告示の規定が除外される場合については、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものであることが確かめられた基礎を設ける必要があります。
告示の規定の適用が除外される場合、建築基準法施行令第38条の規定に適合する基礎とはどのようなものか、事例を示すなどして明確にしたい。	「茶室、あずまやその他これらに類するもの」の取扱いについては、従来と変わりません。なお、個々の物件が本告示の「茶室、あずまやその他これらに類するもの」に該当するかについては、建築主事等が判断するものであると考えます。
社寺の境内にある手水舎、絵馬舎（絵馬堂）、小規模な祠（お堂）、小規模な便所等の建築物は、「茶室、あずまやその他これらに類するもの」に含まれるものと解して支障ないか。	

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
<p>第1の規定の適用が除外されるものとして「延べ面積が十平方メートル以内の物置、納屋その他これらに類するもの」とあるが、「倉庫」にも適用できるのか。</p>	<p>「物置、納屋その他これらに類するもの」の取扱いについては、従来と変わりません。なお、個々の物件が本告示の「物置、納屋その他これらに類するもの」に該当するかについては、建築主事等が判断するものであると考えます。</p>
<p>第1の規定の適用が除外されるものとして「延べ面積が十平方メートル以内の物置、納屋その他これらに類するもの」とあるが、これは、木造の建築物のみならず、鉄骨造、コンクリートブロック造や鉄筋コンクリート造のものも含まれるのか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>平成27年2月27日付け国住指第4544号「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）」において、「土地に自立して設置する小規模な倉庫（物置等を含む。）のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないもの」は建築物に該当しないとされていますが、今回の改正にある「物置、納屋その他これらに類するもの」は、上記技術的助言によって建築物に該当しないものとされた物置等以外の物置等ということによろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。 なお、「物置、納屋その他これらに類するもの」の取扱いについては、従来と変わりません。</p>
<p>緩和対象を「十平方メートル以内の物置等」で整理すると、コンテナを利用した倉庫（物置）なども対象となり、個人利用の建物から事業者が関与する建物にも広がり、さらに「物置等」の解釈も建物荷重だけの整理になると、その他の用途（物販店舗など）にも広がるのが考えられるが、今回の緩和対象はどのようなものを想定しているのか。また、それは、告示改正案で読み取れるのか。</p>	<p>利用形態や用途、収納する物品に関わらず、延べ面積が10㎡以内の「物置、納屋その他これらに類するもの」については緩和対象となります。</p>
<p>火薬類などの危険物を収納する物置や鋼製物置は、「物置、納屋その他これらに類するもの」に含まれると解して支障ないか。</p>	
<p>「十平方メートル以内」は、「十平方メートル以下」と同じ規模で良いか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
<p>「延べ面積が十平方メートル以内の物置、納屋その他これらに類するもの」は、一の建築物として当該規模のものを対象にするのか、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している棟毎の判断となるのか。</p>	<p>建築基準法第 20 条第 2 項の規定により、建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している複数の棟からなる場合、当該部分ごとに建築基準法施行令第 38 条の規定の適用があると考えることとなるため、棟毎の判断となります。</p>

○平成 12 年建設省告示第 1456 号に関するご意見・ご質問について

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
<p>仮設建築物について、基礎への緊結に関し告示の規定の適用が除外される場合でも、建築基準法施行令第 66 条の規定に基づく柱脚の基礎への緊結は行う必要があり、設計者は当該仮設建築物の規模・存続期間等を勘案して安全なものとなるよう設計しなければならないということによいか。</p>	<p>今般の改正により、一定規模以下の仮設建築物については、告示の規定によらない柱の脚部と基礎の緊結方法によることもできることとしました。</p>
<p>改正後の告示を利用してどのように設計して良いのか分からない。簡単に構わないので解説をお願いしたい。</p>	
<p>延べ面積が 10 ㎡以内の物置等の小規模な建築物であれば、一般の建築物に比べ軽量であり、柱脚部の破損による倒壊や大破等の被害が生じるおそれは少ないと考えられるため、平成 12 年建設省告示第 1456 号についても適用除外としてはどうか。</p>	<p>仮設建築物については、特定行政庁の許可において安全上支障がないことが担保されることも勘案し、今般の改正において告示の適用対象から除外したところです。</p>

○その他のご意見について

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
<p>改正告示による緩和の適用は、法第 85 条第 5 項に規定する仮設建築物にあっては、特定行政庁による同項の許可を受けたものに限られるという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>